

第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料

平成18年度から20年度までの保険料は、上三川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（広報4月号10ページ）に基づき、下の表のように改定しました。

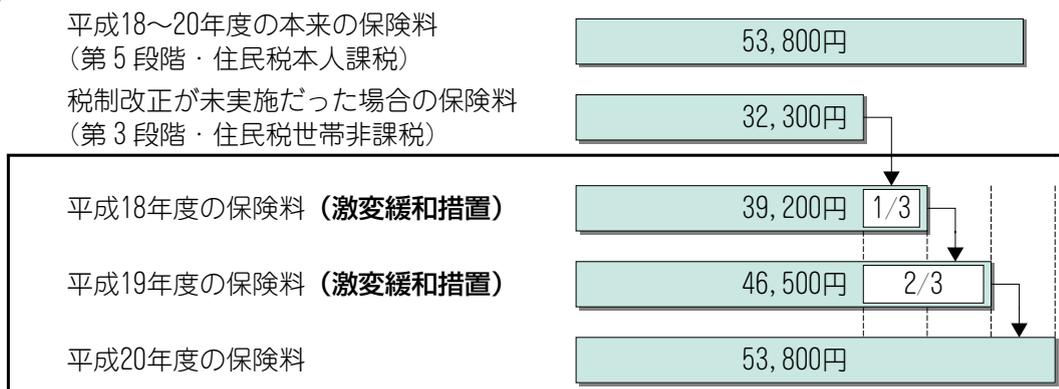
表 第1号被保険者の介護保険料（平成18～20年度） 基準額＝43,000円（年額）

所得段階		保険料（年額）		
		18年度	19年度	20年度
第1段階	●世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金を受けている人 ●生活保護を受けている人	21,500円 (基準額×0.5)		
第2段階	●世帯全員が住民税非課税で、 本人の公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円以下の人	21,500円 (基準額×0.5)		
第3段階	●世帯全員が住民税非課税で、 本人の公的年金等収入額＋合計所得金額が80万円より多い人	32,300円 (基準額×0.75)		
第4段階	●世帯のだれかが住民税課税で、 本人は住民税非課税の人	43,000円 (基準額×1)		
税制改正による 平成18・19年度 激変緩和措置 ※注	税制改正が未実施だった場合、 第1段階または第2段階に該当する人	28,400円 (0.66)	35,700円 (0.83)	43,000円 (1)
	税制改正が未実施だった場合、 第3段階に該当する人	35,700円 (0.83)	39,200円 (0.91)	43,000円 (1)
第5段階	●本人が住民税課税で、 合計所得金額が200万円未満の人	53,800円 (基準額×1.25)		
税制改正による 平成18・19年度 激変緩和措置 ※注	税制改正が未実施だった場合、 第1段階または第2段階に該当する人	32,300円 (0.75)	43,000円 (1)	53,800円 (1.25)
	税制改正が未実施だった場合、 第3段階に該当する人	39,200円 (0.91)	46,500円 (1.08)	53,800円 (1.25)
	税制改正が未実施だった場合、 第4段階に該当する人	46,500円 (1.08)	49,900円 (1.16)	53,800円 (1.25)
第6段階	●本人が住民税課税で、 合計所得金額が200万円以上の人	64,500円 (基準額×1.5)		

※注) 税制改正による激変緩和措置（対象となる人は平成18・19年度に限り保険料を軽減します）

対象者：昭和15年1月2日以前に生まれた人で、税制改正の影響で第4段階または第5段階に該当する人
内容：税制改正が未実施だった場合と比較し、平成18・19年度は増加割合を1/3・2/3に軽減します（下図参照）

図 世帯全員が住民税非課税(第3段階)だったが、税制改正により本人が住民税課税(第5段階)となった場合



▼問い合わせ先＝保険課 介護保険係 ☎69102